

令和 6 年度  
特殊地下壕調査設計業務委託

仕 様 書

日野市 総務部 防災安全課

## 委 託 仕 様 書

1. 本委託における委託標準仕様については、次によるものとする。
  - 1) 東京都建設局「地質調査委託標準仕様書」及び「設計委託標準仕様書」を準用する。
  - 2) 仕様書の取り扱い、又は、内容について疑義が生じた場合は委託担当者の指示によるものとする。

### 2. 読みかえ

同仕様書中「都」「局」とあるは「日野市」と読みかえる。

### 3. 特記仕様書

別紙

## 特 記 仕 様 書

### 1. 適用範囲

- 本特記仕様書は、日野市（以下「発注者」という。）が実施する「特殊地下壕調査設計業務委託」に適用するものとする。

### 2. 業務の内容

- 特殊地下壕の空洞箇所及び崩落箇所を探るため物理探査（微動探査）を実施する。物理探査の結果、地下壕の可能性のある箇所ではボーリング調査を行い地下壕の有無を確認・判定する。
- 特殊地下壕が確認・判定されているC路線 50mの特殊地下壕対策工事の設計を実施する。物理探査及びボーリング調査でC路線より地下壕対策を優先すべき箇所が確認された場合は設計変更を行い、優先すべき箇所の設計を実施する。
- 特殊地下壕対策工事の設計は特殊地下壕が確認・判定されている箇所と特殊地下壕が確認・判定されていない箇所とでボーリング調査を行い、両者を比較し特殊地下壕の位置・形状、地盤状況等を把握した上で行うものとする。

### 3. 委託場所

- 日野市三沢三丁目地内

### 4. 委託期間

- 契約締結日の翌日から令和7年2月28日までとする

### 5. 疑義

- 受注者は、本業務の実施に当たり、本特記仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

### 6. 貸与資料

- 本業務にあたり、下記資料を貸与する
  - ①過年度調査・設計報告書
  - ②過年度対策工事資料
  - ③その他監督員が必要と認めた資料

### 7. 提出書類

- 受注者は下記に掲げる書類を作成し提出するものとする。なお、業務実施中は、進捗状況を必要に応じて報告するものとする。
  - ①着手届（全体工程表を含む）
  - ②業務実施計画書（物理探査、ボーリング調査、設計）
    - 1) 業務概要
    - 2) 実施方針
    - 3) 工程表
    - 4) 業務組織計画
    - 5) 打合せ計画
    - 6) 成果品の品質を確保するための計画
    - 7) 成果品の内容、部数

- 8) 使用する主な図書及び基準
- 9) 連絡体制（緊急時含む）
- 10) 使用する主な機器
- 11) その他

※その他には、「個人情報の取扱い」、「安全等の確保」及び「行政情報流出防止対策の強化」に関する事項も含めるものとする。

### ③完了届

## 8. 実務実績

■本業務の受注者は、下記実績のいずれかを有すること。

- ①平成26年度以降に地下壕の探査、調査、対策検討業務などの実績を有すること。
- ②平成26年度以降に地下壕対策工事(充填工)の予備設計、詳細設計の実績を有すること
- ③平成26年度以降にトンネル工事（本体）の予備設計、詳細設計の実績を有すること。
- ④平成26年度以降にトンネルの補修工事（充填工）の予備設計、詳細設計の実績を有すること。

## 9. 配置技術者

■本業務の実施にあたっては、主任技術者、照査技術者を定めるものとし、次に定める要件

①～⑥のいずれか満たす者とする。

- ①技術士（総合技術監理部門、応用理学部門、建設部門）の資格を有する者。
- ②RCCM（地質またはトンネル）の資格を有する者。
- ③平成26年度以降に地下壕の探査、調査、対策検討業務などで主任技術者または照査技術者の実績を有する者。
- ④平成26年度以降に地下壕対策工事(充填工)の予備設計、詳細設計の主任技術者または照査技術者の実績を有する者。
- ⑤平成26年度以降にトンネル工事（本体）の予備設計、詳細設計の主任技術者または照査技術者の実績を有する者。
- ⑥平成26年度以降にトンネル上部の補修工事（充填工）の予備設計、詳細設計の主任技術者または照査技術者の実績を有する者。

■証明書類として資格証の写し、実績に関する資料（テクリスの写し等）を提出すること。

## 10. 打合わせ協議

■打合せ協議は、初回、中間8回、成果品納入時の10回を基本とし、初回及び成果品納入時には、主任技術者及び照査技術者が出席するものとする。

■受注者は業務打合せの記録簿を2部作成し、発注者、受注者、各1部保管するものとする。

想定する中間打合せの主な内容	①物理探査の実施計画、設計条件の洗出し ②物理探査の結果報告及びボーリング調査箇所の提案、施工計画書記載事項の洗出し ③ボーリング調査の結果報告及設計実施計画書 ④設計条件及び施工条件の整理報告（※現場状況、搬入路及び工事車両などの確認） ⑤充填工の検討（その1） ※ボーリング調査結果から、充填位置、延長方向の充填間隔、地盤のゆるみに対する充填高さ範囲（地下壕底部から地表に向かっての高さ）、充填工のステップアップなど ⑥充填工の検討（その2）、施工計画書の骨子の確認（項目の洗出しなど） ⑦設計図書の確認 ⑧施工計画書（案）の確認
----------------	---

※打合せ回数は業務内容により増減するものとする

1 1. 検査、完了

■受注者は発注者の完了検査を受け、検査合格をもって本業務の完了とする。

1 2. 支払方法

■委託料は、完了検査に合格した後、請求に基づき支払うこととする。（前払金30%以内、残金完了後一括払い）

1 3. 瑕疵等

■受注者は、完了といえども、受注者の瑕疵等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

1 4. 成果品（国交省の電子成果品による）

■本業務における成果品は全て発注者に帰属するものとする。

業務報告書（A 4版）	2部	オリジナルデータ、AUTO-CAD、JW-CAD
巻末資料（A 4版）	2部	本業務で参考にした資料及び使用した資料
DVD	2部	上記資料を保存したもの

1 5. CALS/EC

■2001年より国土交通省はCALS/EC（公共事業支援総合情報システム）を推進している。その中で日野市では、CADによる設計図面、しゅん功図面の電子化、記録写真の電子化、及び軽微な事務連絡の電子メールの利用を推進する。

1 6. TECRISの登録

■受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【業務内容】

≪物理探査≫

- 2次元微動探査（チェーンアレイ）箇所は「別紙」のとおりとする。微動探査の結果により探査箇所を追加することがある。
- 地下壕は2階建てのため1階部分・2階部分を想定した探査を実施する。
- 1展開当り1時間を標準とする。原則、探査箇所は車両通行不可（人・自転車は通行可）とし探査を行こと。
- 2次元微動探査（チェーンアレイ）の受振点は、現場の地盤状況等を確認し発注者と協議の上決定する。

≪ボーリング調査≫

- 2次元微動探査（チェーンアレイ）により、地下壕と疑わしい箇所のボーリング調査を実施し、地下壕の有無を判定する。
- ボーリング調査箇所は、発注者と協議の上、ボーリング位置・深度を決定する。なお、物理探査の結果、ボーリング箇所を追加することがある。
- 地下壕の設計を進める上で、地下壕のある箇所と、地下壕のない箇所を比較するため2箇所でボーリング調査を行う。調査箇所は「別紙」のとおりとする。

≪地下壕対策工事設計≫

- 地下壕対策工事設計箇所については「別紙」参照。
- 設計業務については下記のとおりとする。

種 別	適 用
設計概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ C路線：設計＝50m</li> <li>■ 特殊地下壕が確認・判定されているC路線50mの特殊地下壕対策工事の設計を実施する。物理探査及びボーリング調査でC路線より地下壕対策を優先すべき箇所が確認された場合は設計変更を行い、優先すべき箇所の設計を実施する。</li> <li>■ 工事費（概算）により、工区分けを行う場合がある</li> </ul>

工種	実施内容
設計計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 物理探査及びボーリング調査の結果を反映した「業務実施計画書（設計編）」を提出し、発注者の了承を得ること。</li> </ul>
設計条件の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 工事ヤードは発注者が指定した場所を使用すること。</li> <li>■ 工事の際、実際使用できる搬入路及び工事車両などをとりまとめた「設計条件書」を提出し発注者の了承を得たうえで次の「充填工の検討」業務を進めること。</li> </ul>
充填工の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 充填工の比較検討（経済性、環境、工程等）を行う。</li> <li>■ 充填を実施するための削孔箇所、充填量、充填延長の充填間隔、充填を行うステップアップ高さなどの検討を行い、その根拠をとりまとめる。</li> <li>■ 設計箇所は丘陵地であり、住宅が密集しているため、現地の土地利用条件等を十分考慮した上で仮設備の検討を行うこと。</li> <li>■ 設計条件の整理及び充填工の検討結果をとりまとめ、「設計概要書」を提出し発注者の了承を得たうえで次の業務を進めること。</li> </ul>
設計図の作	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 総合設計図</li> </ul>

成	<p>※上段：平面図、下段：地質推定断面図、地下壕断面図</p> <p>■設計図（平面図、断面図、仮設図など）</p>
数量計算書	<p>■数量計算書を作成する</p>
概算工事費の算定	<p>■概算工事費の算定を行う</p> <p>■必要に応じて見積書（3社以上）を用意する</p> <p>■工事費積算に必要な根拠資料を作成する</p>
施工計画書の作成	<p>■施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。</p> <p>①計画工程表</p> <p>②使用機械</p> <p>③施工方法</p> <p>④施工管理</p> <p>⑤仮設備（仮設工事）計画</p> <p>⑥環境対策</p> <p>⑦特記事項</p> <p>⑧その他</p>
照査	<p>■照査技術者は、設計業務全般について照査する。</p>
報告書作成	<p>■上記をとりまとめた報告書を作成する</p>

## 《付記事項》

### (1)情報セキュリティポリシーの遵守

- 1)本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2)日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類(様式1～様式6)を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3)本業務を履行するにあたって、重要情報(機密性2以上の情報)を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。

### (2)環境負荷低減の取組みについて

- 1)日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ(事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減)」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等(市ホームページにて閲覧可能)に記載している内容を遵守すること。  
①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- 2)洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

### (3)障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

- 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例(令和2年4月施行)」に基づき、次の事項に留意すること。
- 1)障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。このほか、障害者に対してはその障害種別の特性について十分に留意の上、適切な対応を行うこと。
  - 2)差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

### (4)内部通報制度

- 1)日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例(令和3年6月1日施行)」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2)内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取

扱いを受けたと思われたときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

#### (5)環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

#### (6)ICT機器の賃貸借における取扱い

本契約の履行に当たって、リース機器であることを識別するため、識別シールを貼付し納品をすること。ただし納品後に貼付しても構わないものとする。識別シールには、契約番号、契約会社、リース期間、保守会社(保守込みの場合)を記入すること。

#### (7)衛生に関する対策

業務の履行にあたっては、従事者の体調管理、手洗いや手指の消毒、施設や用具の消毒、対人距離の確保、換気、マスクの使用等、市の指示に従い、適切な対策を講じること。